

英国の貴族院改革

—貴族院における世襲貴族の除外—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

目 次

はじめに

I 1999 年法

- 1 英国の貴族院の概要
- 2 1999 年法の制定経緯及び概要
- 3 主な規定
- 4 貴族院の構成

II 1999 年法以降の貴族院改革と世襲貴族議員に関する法律案

- 1 労働党政権下の貴族院改革と憲法改革及び統治法案
- 2 連立政権下の貴族院改革と貴族院改革法案
- 3 議員立法

III 2026 年貴族院（世襲貴族）法

- 1 制定経緯及び概要
- 2 主な規定
- 3 貴族院の構成

おわりに

翻訳：1999 年貴族院法

2014 年貴族院改革法

2015 年貴族院（除名及び登院停止）法

2026 年貴族院（世襲貴族）法

キーワード：第二院、残存世襲貴族議員、補欠選挙、一代貴族

要 旨

英国議会の第二院に当たる貴族院（House of Lords）は、歴史的な身分制議會の名残をとどめている。貴族院は、議員定数、任期及び議員任命の明確なルールが存在せず、その構成に係る改革が長年続けられている。1999年11月、貴族院をより民主的なものとする、労働党政権による同院改革の第1段階として1999年貴族院法が制定され、大多数の世襲貴族が貴族院の議席を失った。一部の世襲貴族議員が貴族院に残ったものの、それは貴族院の更なる改革が実施されるまでの暫定措置とされた。その後、世襲貴族議員を除外する規定を含む、数多くの法律案が議會に提出されたが、法律として制定されることはなかった。2026年3月、取組の開始から四半世紀を経て、2026年貴族院（世襲貴族）法が制定され、全ての世襲貴族が貴族院の議席を失った。

はじめに

英国議会の第二院に当たる貴族院（House of Lords）は、歴史的な身分制議會の名残をとどめている。貴族院は、法律案の精査・修正機能に優れているとされる一方、議員定数、任期及び議員任命の明確なルールが存在せず、その構成に係る改革が長年続けられている⁽¹⁾。1997年の総選挙において労働党が貴族院改革の第1段階として掲げた、世襲貴族が貴族院で議席を占める権利の廃止については、まず、1999年11月に制定された1999年貴族院法（以下「1999年法」）⁽²⁾により大多数の世襲貴族が貴族院の議席を失い、次に、2026年3月に制定された2026年貴族院（世襲貴族）法⁽³⁾により全ての世襲貴族が貴族院の議席を失った。

本稿では、Ⅰにおいて、1999年法の制定経緯と概要を紹介し、Ⅱにおいて、同法以降の貴族院における世襲貴族に係る法律の動向について述べた後、Ⅲにおいて、2026年貴族院（世襲貴族）法の概要を紹介する。末尾に、1999年法、議員立法による小規模な貴族院改革法である2014年貴族院改革法⁽⁴⁾及び2015年貴族院（除名及び登院停止）法⁽⁵⁾並びに2026年貴族院（世襲貴族）法的全訳を付す。

Ⅰ 1999年法

1 英国の貴族院の概要

英国の貴族院は、非公選議員で構成され、議員定数はなく、任期は一部の議員を除き終身である。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月1日である。

(1) 塚田洋「【イギリス】貴族院議員削減に関する議長委員会報告書」『外国の立法』No.274-1, 2018.1, p.2. <<https://doi.org/10.11501/11019004>>; 田中嘉彦『英国の貴族院改革—ウェストミンスター・モデルと第二院—』成文堂, 2015, pp.36-56.

(2) House of Lords Act 1999 (c.34). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/34>>

(3) House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026 (c.12). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/12>>

(4) House of Lords Reform Act 2014 (c.24). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/24>>

(5) House of Lords (Expulsion and Suspension) Act 2015 (c.14). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/14>>

英国では、14世紀に庶民院と貴族院の二院制の議会が成立した⁽⁶⁾。都市や郡の代表者が庶民院（House of Commons）を構成し、大主教及び主教（聖職貴族⁽⁷⁾）と貴族（世襲貴族⁽⁸⁾）が貴族院を構成した。

1847年、マンチェスター主教区が創設された際、貴族院における聖職議員の数は26人に制限され、引退した主教は貴族院の出席権及び議決権を行使することはできないとされた。また、1876年上訴管轄権法⁽⁹⁾により貴族院の司法機能が創設され、国王の任命により12人の常任上訴貴族⁽¹⁰⁾が貴族院の出席権及び議決権を行使できるとされた。

20世紀後半には、1958年一代貴族法⁽¹¹⁾により貴族院の構成に大きな変化がもたらされた。同法によって、国王は、男女を問わず、貴族院の出席権及び議決権を行使できる者を一代限りの貴族（一代貴族⁽¹²⁾）として任命することが可能となり、幅広い人材の貴族院議員への登用が可能となった。これにより、貴族院は、聖職貴族議員、一代貴族（常任上訴貴族を含む。）議員、世襲貴族議員により構成されることとなった。さらに、1963年貴族法⁽¹³⁾により世襲貴族が一代限りの爵位放棄をして庶民院へ転じる道が開かれるとともに、世襲女性貴族と全スコットランド貴族の貴族院議員資格が認められた。

2 1999年法の制定経緯及び概要

1997年5月の総選挙で、労働党は、マニフェストにおいて、貴族院をより民主的なものにする改革プロセスの第1段階として、世襲貴族の貴族院における出席権及び議決権を法律によって廃止すると公約した⁽¹⁴⁾。総選挙に勝利した労働党政権は、1999年1月、①世襲貴族の貴族院における出席権及び議決権を剥奪する法律案の提出、②首相の権限を制限し、一代貴族の任命を貴族院へ勧告する、独立した任命委員会の設置、③長期的改革を検討するための王立委員会⁽¹⁵⁾の設置を掲げた政策提案書⁽¹⁶⁾を公表すると同時に、①の法律案を庶民院に提出した。

(6) 以下、本節については、“History of the House of Lords.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/lords/lords-history/history-of-the-lords/>>を参照した。

(7) Lords Spiritual. カンタベリー大主教、ヨーク大主教、ロンドン主教、ダラム主教、ウィンチェスター主教及びイングランド国教会の特定の主教により構成される。“Lords Spiritual and Temporal.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/lords-spiritual-and-temporal/>>

(8) Hereditary Peers. 1999年法制定以前は、成年になれば貴族院に出席する権利が生じた世襲の貴族。爵位は、上から順に、公爵（duke）、侯爵（marquess）、伯爵（earl）、子爵（viscount）、男爵（baron）の5つ。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.817。

(9) Appellate Jurisdiction Act 1876 (c.59). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Vict/39-40/59/enacted>>

(10) Lord of Appeal in Ordinary. 最高裁判所として機能する貴族院で裁判官として一代限りの貴族に列せられた者。法官貴族（Law Lords）とも言われる。2009年7月30日に貴族院の司法業務が停止された際に、12人の常任上訴貴族は、最高裁判所の初代判事に任命され、貴族院の出席権及び投票権を剥奪された。なお、最高裁判所判事を引退後は（一代貴族議員として）貴族院に復帰することができる。小山編著 前掲注(8), p.667; “Law Lords.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/law-lords/?id=32625>>

(11) Life Peerages Act 1958 (c.21). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/6-7/21>>

(12) Life Peers. 爵位を自身の子に継承させることができない、一代限りの貴族。国王により任命されるが、指名は首相が行う。慣例として、野党党首や他の政党の党首も一定数の候補者を推薦することができる。“Life Peers.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/life-peers/>>

(13) Peerage Act 1963 (c.48). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1963/48>>

(14) Labour Party, *The Labour Party Manifesto 1997*. PoliticalStuff.co.uk website <<http://www.labour-party.org.uk/manifestos/1997/1997-labour-manifesto.shtml>>

(15) Royal Commission. 法律の運用状況、社会問題などについて調査・勧告するために国王が任命した委員によって構成される国王への助言のための独立の常設委員会。小山編著 前掲注(8), p.981。

(16) HM Government, *Modernising Parliament: Reforming the House of Lords*, Cm4183, 1999.1, pp.5-6. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7c37e540f0b674ed20f9e8/4183.pdf>>

同法律案は、同年3月、庶民院において340対132で可決されたが⁽¹⁷⁾、貴族院では強い反対に直面した。政府は、貴族院での審議において、貴族院における世襲貴族議員の議席の全てを直ちに廃止するのではなく、貴族院改革の第2段階が実施されるまで、世襲貴族750人のうち10分の1に当たる75人に加え、貴族院が必要とする役職に就く15人の暫定的な留任を認める修正案を受け入れた⁽¹⁸⁾。同年11月11日、修正案を反映した1999年法が制定された。1999年法は、全6か条及び附則2編から成る。主な規定の施行日は、本法律が制定された会期⁽¹⁹⁾の終了時と規定され（第5条）、制定日に会期が終了したため、全ての規定が制定と同日に施行された。

3 主な規定

第1条は、貴族院に議席を有する王族（ウェールズ公、エディンバラ公等）を含む、全ての世襲貴族に対し、爵位に基づく貴族院議員資格を剥奪すると規定している⁽²⁰⁾。世襲貴族は、貴族院における出席権及び議決権、貴族院の委員会における出席権及び議決権、貴族院で発言する権利だけでなく、貴族院議員として手当を受け取る権利、図書館等の貴族院の施設を利用する権利などを失う。一方、1999年法は、貴族院議員資格とは関係のない、その貴族爵位に付随するその他の称号、権利、職務、特権等には影響を及ぼさない。

第2条は、審議段階における修正案の内容を反映したものであり、第1条の適用が除外される世襲貴族（以下「残存世襲貴族議員」）について規定する⁽²¹⁾。規定内容は次のとおりである。①本法律の第1条は、貴族院規則⁽²²⁾に基づき選出された90人の世襲貴族、儀礼等を担当する軍務伯⁽²³⁾及び大侍従卿⁽²⁴⁾の職務を遂行する者には適用されない。②残存世襲貴族議員は、終身又は貴族院の更なる長期的な改革を実施するために新たな議会制定法が制定される時までの間、貴族院議員資格を保持する。③残存世襲貴族議員の欠員補充について、貴族院規則で規定する。

コモン・ローにより貴族は庶民院議員となる資格を認められていなかったのに対し⁽²⁵⁾、第3条は、第2条に基づく残存世襲貴族議員を除き⁽²⁶⁾、世襲貴族が庶民院議員選挙において投票

(17) *House of Commons Hansard*, 1999.3.16, c.998. UK Parliament website <https://publications.parliament.uk/pa/cm199899/cmhansrd/vo990316/debtext/90316-38.htm#90316-38_div107>

(18) *Hansard*, Vol.599, 1999.3.30, c.207. UK Parliament website <<https://hansard.parliament.uk/lords/1999-03-30/debates/4c6f6356-ec93-4067-b07e-cd38073bafcf/HouseOfLordsBill>>

(19) session. 議会期（Parliament. 総選挙から次の総選挙までの期間を指す。）を分割した期間で、通常、春に始まり春に終わる1年間。なお、総選挙は、少なくとも5年ごとに実施されると法律で定められている。“Parliamentary sessions and sittings.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/about/how/occasions/calendar/>>

(20) 以下、本章の記述に当たっては、“House of Lords Act 1999; Explanatory Notes.” legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/34/notes/division/4/1>>を参照した。

(21) 第2条は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第1条により削除された（Ⅲ2を参照。）。

(22) *The Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business*. <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/rules-and-guides-for-business/the-standing-orders-of-the-house-of-lords-relating-to-public-business/>> 第9条により規定されていた（次節を参照。）が、当該規定は2026年4月23日に削除された。

(23) Earl Marshal. 紋章院総裁、軍務伯裁判所（紋章院及び栄典・紋章に関わる裁判所）主宰などの職務を負う。小山編著 前掲注(8), p.352.

(24) Lord Great Chamberlain. 国王が議会に臨席する際に事務的な手配を担当し、両院議長と共同でウェストミンスター・ホールと地下礼拝堂を管理する世襲の国家官吏。“Lord Great Chamberlain.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/lord-great-chamberlain/>>

(25) 三枝昌幸「イギリスにおける選挙訴訟」『千葉商大紀要』第57巻第3号, 2020.3, p.201. <<https://cuc.repo.nii.ac.jp/record/6002/files/Kiy20190053%E4%B8%89%E6%9E%9D.pdf>>

(26) この除外規定は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第4条により削除された。

する資格又は庶民院議員に立候補し、若しくは庶民院議員となる資格を喪失しないと規定する。

4 貴族院の構成

1999年7月26日、貴族院規則が1999年法の制定に先立って制定された。同規則第9条（世襲貴族の選出）では、90人の残存世襲貴族議員のうち75人を貴族院内の4つの党派別構成に比例した割当て（保守党42人、無所属28人、自由民主党3人、労働党2人）に従って各グループに属する世襲貴族が選出し、残りの15人を副議長又は貴族院が必要とするその他の役職を務める者として貴族院全体で選出すると規定された。また、90人の残存世襲貴族議員に欠員が生じた場合には、補欠選挙を実施して補充すると規定され、党派別割当方式により選出された75人に欠員が生じた場合には、当該欠員が生じた党派に属する残存世襲貴族議員のみが投票権を有し、残りの15人に欠員が生じた場合には、貴族院議員全体が投票権を有するとされた。残存世襲貴族議員の選挙は、同年10月27日、28日、11月3日、4日に行われた。

同年11月1日の時点で、貴族院は、26人の聖職貴族議員、542人の一代貴族議員、758人の世襲貴族議員で構成されていた。1999年法の施行により、667人の世襲貴族議員が貴族院議員資格を失った⁽²⁷⁾。なお、1999年法施行以前の世襲貴族議員のうち約300人は、議院にほとんど出席しないか、又は全く出席しておらず、1999年法に基づき選出された残存世襲貴族議員は活動的な議員が多かったことから、1999年法施行以降、世襲貴族議員は、議員総数が減少したにもかかわらず、1日当たり平均の議会出席者数は増加したと指摘されている⁽²⁸⁾。

II 1999年法以降の貴族院改革と世襲貴族議員に関する法律案

本章では、1999年法以降、ブレア（Tony Blair）首相（当時）、次いでブラウン（Gordon Brown）首相（当時）が率いた労働党政権、保守党及び自由民主党による連立政権並びに議員立法によって提唱された小規模及び大規模な貴族院改革案の概要を、残存世襲貴族議員に関する改革案に焦点を当てて説明する。なお、2015年から2024年までの保守党政権は、貴族院の包括的な改革は優先事項ではなく、断片的な改革も望まないとの方針を掲げており⁽²⁹⁾、残存世襲貴族議員に関する特段の動きはなかったため、本章では言及していない。

1 労働党政権下の貴族院改革と憲法改革及び統治法案

1999年2月、ブレア首相（当時）が率いる労働党政権は、貴族院改革に関する王立委員会

(27) Meg Russell, "A Stronger Second Chamber? Assessing the Impact of House of Lords Reform in 1999 and the Lessons for Bicameralism," *Political Studies*, vol.58 no.5, 2010.12, p.867 <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1111/j.1467-9248.2009.00810.x>>

(28) Nicola Newson, "Hereditary Peers in the House of Lords: 1999 to 2014," *Research Briefing*, 2014.3, p.9. UK parliament website <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2014-014/LLN-2014-014.pdf>>

(29) *House of Commons Hansard*, 2016.11.2, c.872. UK Parliament website <<https://hansard.parliament.uk/Commons/2016-11-02/debates/C51B0AFC-82C8-49B8-B152-BBB2AFFA7C1D/HouseOfLordsMembership#contribution-994900E0-4C54-48DE-8E77-B7D4B7FD7AB0>>; Conservative Party, *Forward Together*, 2017, p.43. UK General Election website <<https://general-election-2010.co.uk/2017-general-election-manifestos/Conservative-Party-Manifesto-2017.pdf>>; *Hansard*, Vol.813, 2021.6.30, c.784. UK Parliament website <<https://hansard.parliament.uk/Lords/2021-06-30/debates/BDE563CC-FF83-4569-81C6-DC33BF846D78/HouseOfLordsReform#contribution-C849982B-E5D7-43B3-A692-27F7E0046863>>

を設置し、2000年1月、王立委員会は、任命議員と公選議員から構成される第二院の構想を答申した⁽³⁰⁾。2001年6月の総選挙で再度勝利を収めた労働党政権は、2001年11月、一部公選制の導入、残存世襲貴族議員の除外などを盛り込んだ政策提案書⁽³¹⁾を発表した。両院において第二院における公選制の導入とその比率について検討が進められ、2003年2月、両院で採決が行われたが、合意には至らなかった。2007年2月、労働党政権は、残存世襲貴族議員を最終的に除外し、少なくとも20%を非党派的な任命議員とするなどとした政策提案書⁽³²⁾を改めて発表した。同年3月、第二院の構成に係る自由投票が行われたが、庶民院は全員公選制及び80%公選制・20%任命制の2案、貴族院は全員任命制とする案を支持する結果となった。

2007年6月27日に首相に任命されたブラウン首相（当時）が率いる労働党政権は、2008年7月、改革後の第二院の構成について、2007年3月の庶民院の投票結果に基づき、全員公選制又は80%公選制・20%任命制という2案を提示し、残存世襲貴族議員については、除外の時期について更なる検討が必要であり、全部又は大部分が選出制に移行し始めた後は残存世襲貴族議員の補欠選挙を行わないとする政策提案書⁽³³⁾を公表した。2009年6月に公表された政策提案書⁽³⁴⁾では、2009-2010年会期中に、残存世襲貴族議員を除外するプロセスを完結させることを含む貴族院の更なる改革に向けた法律案を提出し、2008年7月の政策提案書を基に、規模を縮小し、民主的に構成される第二院を目指す貴族院改革法の草案を公表するとした。

議員経費問題の影響により⁽³⁵⁾、想定よりも早い2008-2009年会期中の2009年7月20日、互選により選出される残存世襲貴族議員の補欠選挙の廃止、重大な違法行為を行った貴族院議員の除名又は登院停止、貴族院議員の辞職の容認等の規定を含む、憲法改革及び統治法の法律案⁽³⁶⁾が庶民院に提出され、2009-2010年会期へ継続審議とされた。2009-2010年会期は総選挙が予定されていたため短期の会期となったが、2010年4月6日にブラウン首相が総選挙の実施を公表してから同月8日の閉会までの期間に多くの法律案が成立した。2010年憲法改革及び統治法⁽³⁷⁾もこれに含まれ、審議の過程において残存世襲貴族議員の補欠選挙の廃止、重大

(30) Royal Commission on the Reform of the House of Lords, *A House for the Future*, Cm4534, 2000.1. The National Archive website <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20131205110301/http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm45/4534/contents.htm>> 同報告書については、国立国会図書館調査及び立法考査局翻訳『明日の議院—英国上院改革のための王立委員会報告書—』（調査資料2002-1）2002; 古賀豪「英国の上院改革—ウェイク委員会報告書—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』346号, 2000.11.22を参照。以下、本節の記述に当たっては、田中前掲注(1), pp.57-74, 137-145; Newson, *op.cit.*(28), pp.22-28.を参照した。

(31) HM Government, *The House of Lords: Completing the Reform*, Cm5291, 2001.11. The National Archive website <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/+/http://www.dca.gov.uk/constitution/holref/holreform.htm#part5>>

(32) HM Government, *The House of Lords: Reform*, Cm7027, 2007.2. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7c560740f0b62dfde16ed/7027.pdf>>

(33) Ministry of Justice, *An Elected Second Chamber: Further Reform of the House of Lords*, Cm7438, 2008.7. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228706/7438.pdf> 同政策提案書については、大曲薫「イギリスの二院制と上院改革の現状」『レファレンス』704号, 2009.9, pp.49-55. <<https://doi.org/10.11501/999589>>を参照。

(34) HM Government, *Building Britain's Future*, Cm7654, 2009.6, p.13. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7c4c8e40f0b6321db38412/7654.pdf>>

(35) 齋藤憲司「英国における政治倫理—下院議員経費スキャンダルと制度の変容—」『レファレンス』710号, 2010.3, pp.5-27. <<https://doi.org/10.11501/1166404>> 2009年5月、制度の受益者で、かつ、制度の設計者でもある庶民院議員の多くが経費の不正請求に関わっていたことが新聞報道で暴露され、政治不信が高まっていた。

(36) Constitutional Reform and Governance Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200809/cmbills/142/2009142.pdf>>

(37) Constitutional Reform and Governance Act 2010 (c.25). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25>> 同法については、河島太郎「【イギリス】2010年憲法改革及び統治法の制定」『外国の立法』No.245-1, 2010.10, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/3050547>>を参照。

な違法行為を行った貴族院議員の除名又は登院停止、貴族院議員の辞職等に関する規定は削られた。なお、貴族院改革法の草案は、2009-2010 年会期には公表されなかった。

2 連立政権下の貴族院改革と貴族院改革法案

2010 年総選挙において、労働党、保守党及び自由民主党の各党は、いずれも貴族院改革に関する提案を掲げていた⁽³⁸⁾。労働党は、貴族院から残存世襲貴族議員を除外し、国民投票を経て、完全な公選制による第二院を創設するとし⁽³⁹⁾、保守党は、現在の貴族院に代わる、主に公選制の第二院について合意形成を図るとし⁽⁴⁰⁾、自由民主党は、貴族院を現状よりも議員数を大幅に減らした完全な公選制の第二院に置き換えるとした⁽⁴¹⁾。選挙後、保守党と自由民主党は、連立協定において、比例代表制に基づく、完全又は主に公選制の第二院に関する提案を行うための委員会を設置し、同委員会は 2010 年 12 月までに草案をとりまとめるとした⁽⁴²⁾。

2011 年 5 月、貴族院改革に関する法律案の草案⁽⁴³⁾が公表され、両院合同委員会による立法前審査を経て、2012 年 6 月 27 日、貴族院改革法の法律案⁽⁴⁴⁾が庶民院に提出された。同法律案では、第 1 条において「貴族の爵位によって貴族院議員となる者はいない」と規定されたが、附則第 7 により 3 段階の移行が規定され、移行期間を 3 議会期として、最初の選挙から 5 年間の議会期は、貴族院の現職議員の最大 3 分の 2 が「移行議員」として貴族院にとどまり、2 議会期目は、移行議員の最大半数までが貴族院にとどまり、3 回目の選挙後には全ての移行議員が議席を失うとされた。完全な移行後の貴族院は、公選議員 360 人、任命議員 90 人、聖職貴族最大 12 人及び若干名の閣僚議員で構成されるとした（第 1 条）。第 2 条は、貴族院の構成に関する変更が庶民院の優位性に影響を及ぼさないことを規定するものであった。庶民院の審議では、残存世襲貴族議員の除外については与野党の賛同を得られたが、庶民院が公選制であることが庶民院の優位性の根拠であることから、貴族院議員の大部分を公選制にした後の両院の権力バランスについて多くの議員から反論が出た。2012 年 7 月 10 日、本法律案は、庶民院の第 2 読会において 462 対 124 で可決されたが⁽⁴⁵⁾、与党である保守党議員 91 名が反対票を投じ、野党である労働党が政府のプログラム動議⁽⁴⁶⁾に反対票を投じる意向を示した。同年 9 月 3 日、

(38) 以下、本節の記述に当たっては、田中 前掲注 (1), pp.146-164; Newson, *op.cit.*(28), pp.28-32 を参照した。

(39) Labour Party, *The Labour Party Manifesto 2010: A Future Fair for All*, 2010, p.9.3. Guardian website <<http://image.guardian.co.uk/sys-files/Guardian/documents/2010/04/12/laborumanifesto2010.pdf>>

(40) Conservative Party, *Invitation to Join the Government of Britain: the Conservative Manifesto 2010*, 2010, p.67. UK General Election website <<https://general-election-2010.co.uk/2010-general-election-manifestos/Conservative-Party-Manifesto-2010.pdf>>

(41) Liberal Democrat Party, *Liberal Democrat Manifesto 2010*, 2010, p.88. Mark Pack website <<https://www.markpack.org.uk/files/2015/01/Liberal-Democrat-manifesto-2010.pdf>>

(42) HM Government, *The Coalition: Our Programme for Government*, 2010.5, p.27. The National Archive website <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20100919110641/http://programmeforgovernment.hmg.gov.uk/files/2010/05/coalition-programme.pdf>>

(43) HM Government, *House of Lords Reform Draft Bill*, Cm8077, 2011.5. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7c07c6ed915d414762254b/8077.pdf>>

(44) House of Lords Reform Bill (Bill 52 2012-13). <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2012-2013/0052/13052.pdf>> 同法律案については、山田邦夫「英国貴族院改革の行方—頓挫した上院公選化法案—」『レファレンス』747 号, 2013.4, pp.25-45. <<https://doi.org/10.11501/8200260>> を参照。

(45) *House of Commons Hansard*, 2012.7.10, c.274. UK Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm120710/debtext/120710-0004.htm#12071096000674>>

(46) 政府は、庶民院における法律案の審議スケジュールを立てるために、各段階における審議時間を定めるプログラム動議の提出を行う。通常、政府提出法律案が第 2 読会を通過した直後に提出し、採択を求める。“Programme motion.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/programme-motion/>>

クレグ (Nick Clegg) 副首相 (当時) は、政府が同法律案を撤回したことを発表し、連立政権は今議会期中に貴族院改革を実現することはできないと発言した⁽⁴⁷⁾。

3 議員立法

1999 年法以降、残存世襲貴族議員の除外又は補欠選挙の廃止の規定を含む多数の法律案が議員から提出されたが、残存世襲貴族議員は貴族院の包括的な第 2 段階の改革が行われるまで貴族院にとどまるという合意に反するなどの意見により議会での審議が十分に進まず、会期末に全て否決された⁽⁴⁸⁾。ただし、議員提出法律案のうち、2013-2014 年会期に成立した 2014 年貴族院改革法及び 2014-2015 年会期に成立した 2015 年貴族院 (除名及び登院停止) 法により小規模な改革が実現した。この 2 件の法律の規定の内容は、2010 年憲法改革及び統治法 (成立前に貴族院改革関連の規定は削除) 並びに廃案となった 2012 年の貴族院改革法案にも盛り込まれていたものである⁽⁴⁹⁾。

(1) 2014 年貴族院改革法

2014 年貴族院改革法は、2014 年 5 月 14 日に制定され、第 1 条及び第 2 条 (同年 8 月 14 日施行) を除き、制定日に施行された。全 7 か条から成る。主な内容は次のとおりである。

第 1 条は、貴族院議員である貴族が、議会書記長⁽⁵⁰⁾に書面で通知することにより、貴族院議員を辞職できると規定する。第 2 条は、貴族院議員である貴族が会期中に貴族院に出席しない場合、次の会期の開始時に貴族院議員の資格を失うと規定する。第 3 条は、貴族院議長がある貴族院議員について重大な犯罪で有罪判決を受けたと認定した場合、当該貴族院議員は、その資格を失うと規定する。第 4 条は、本法律に基づき貴族院議員の資格を失った場合の影響について規定しており、残存世襲貴族議員が本法律に基づき貴族院の議席を失った場合には、貴族院規則に基づき欠員を補充するための補欠選挙を実施するとされた⁽⁵¹⁾。

(2) 2015 年貴族院 (除名及び登院停止) 法

2015 年貴族院 (除名及び登院停止) 法は、2015 年 3 月 26 日に制定され、同年 6 月 26 日に施行された。全 4 か条から成る。主な内容は次のとおりである。

第 1 条は、貴族院が決議により貴族院議員を除名し、又は決議で定められた期間、登院停止とすることができる旨の規定を貴族院規則に設けることができると規定する。第 3 条は、第 1 条に基づき除名された者に対して 2014 年貴族院改革法第 4 条を適用することを規定する。

(47) *House of Commons Hansard*, 2012.9.3, cc.35-36. UK Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm120903/debtext/120903-0001.htm#1209038000001>>

(48) Newson, *op.cit.*(28), pp.32-35.

(49) “House of Lords Reform Act 2014; Explanatory Notes.” legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/24/notes/contents>>; “House of Lords (Expulsion and Suspension) Bill [HL]; Explanatory Notes.” UK Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2014-2015/0007/en/14007en.htm>>

(50) Clerk of the Parliaments. 貴族院における最高位の役職者で、貴族院の運営、執行及び財政の責任を負う。“Clerk of the Parliaments (Lords).” UK Parliament <<https://www.parliament.uk/clerkoftheparliaments/>>

(51) 残存世襲貴族議員についての規定は、2026 年 4 月 29 日に 2026 年貴族院 (世襲貴族) 法第 4 条により削除された。

Ⅲ 2026 年貴族院（世襲貴族）法

1 制定経緯及び概要

労働党は、2024 年総選挙に向けたマニフェストにおいて、貴族院における世襲貴族議員の除外を直ちに行うべき現代化と位置付け、定年制の導入、任命方法の改正などの改善を図るとともに、貴族院を地域を代表する、民主的な第二院に置き換えることに取り組むとしていた⁽⁵²⁾。2024 年 7 月 23 日に貴族院で行われた、国王演説に関する討論において、住宅・コミュニティ・地方自治省の政務次官であるカーン卿（Lord Khan of Burnley）は、世襲貴族議員の除外が更なる改革への第一歩であり、貴族院に対するその他の改革がこれに続くという意向を明らかにした⁽⁵³⁾。

2024 年 9 月 5 日、政府は、貴族院（世襲貴族）法の法律案⁽⁵⁴⁾を庶民院に提出した。本法律案は、全ての世襲貴族議員を貴族院から除外するものであった。庶民院では法律案に対する修正は行われず、同年 11 月 12 日に法律案は貴族院に送られた。貴族院では、2025 年 7 月 21 日の第 3 読会において、保守党議員によって提案された、残存世襲貴族議員を除外する規定を削除し、残存世襲貴族議員の補欠選挙を廃止する規定に置き換えるなどの修正案⁽⁵⁵⁾が可決され、政府によって法律案に盛り込まれた。しかし、同年 9 月 4 日、庶民院は貴族院の修正案を否決し⁽⁵⁶⁾、2026 年 3 月 10 日、貴族院は庶民院の決定を受け入れた。2026 年 3 月 18 日、2026 年貴族院（世襲貴族）法が制定された。全 6 か条から成り、第 2 条、第 5 条及び第 6 条は制定日に、その他の規定は本法律が可決された会期の終了時（同年 4 月 29 日）に施行された。

2 主な規定

第 1 条は、1999 年法第 2 条を完全に削除するものである。これは、現在及び将来の世襲貴族の爵位保持者が、その爵位に基づき貴族院の出席権及び議決権を有しないことを意味し、残存世襲貴族議員も存在しないものとなった。

第 2 条は、2014 年貴族院改革法第 1 条を改正し、判断能力を欠く貴族による貴族院議員の辞職の通知が代理人によって行われる場合の要件を規定するものである。

世襲貴族爵位の継承を請求する者（当該爵位の前保持者が死亡した場合など）は、貴族名簿⁽⁵⁷⁾

(52) Labour Party, *Change: Labour Party Manifesto 2024*, 2024, p.108. <<https://labour.org.uk/wp-content/uploads/2024/06/Labour-Party-manifesto-2024.pdf>>

(53) *Hansard*, Vol.839, 2024.7.23, cc.483-484. UK Parliament website <<https://hansard.parliament.uk/lords/2024-07-23/debates/BA3B6797-249F-4F6A-A114-F68AA814C745/King%E2%80%9999SSpeech#contribution-CE3A364E-B611-4E89-A353-38154C2B0937>>

(54) House of Lords (Hereditary Peers) Bill (Bill 007 2024-25). <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0007/240007.pdf>>

(55) House of Lords (Hereditary Peers) Bill (Bill 295 2024-25). <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0295/240295.pdf>>

(56) House of Lords (Hereditary Peers) Bill (HL Bill 130 Commons Reasons). <<https://bills.parliament.uk/publications/62621/documents/7051>>

(57) Roll of the Peerage. 1999 年法の施行により、92 人の残存世襲貴族議員を含む貴族院議員の名簿と、補欠選挙への立候補を希望する世襲貴族の登録簿が議会書記長によって管理されることとなり、いずれにも該当しない世襲貴族は議会書記長が管理する名簿に登録されなくなった。このため、貴族の爵位を持つ全ての者の名前を記録することを目的として、2004 年 6 月 1 日付けの王室勅令（Royal Warrant of 2004. <<https://www.college-of-arms.gov.uk/RoyalWarrant2004.pdf>>）により作成と維持が義務付けられた。“Roll of the Peerage.” College of Arms website <<https://www.college-of-arms.gov.uk/resources/roll-of-the-peerage>>

への登録が義務付けられている。係争中又は複雑な貴族爵位の請求（空位となっている貴族爵位の継承など）については、貴族院規則第 77 条（貴族爵位の請求に関する委員会）⁽⁵⁸⁾に基づき、貴族院に付託されることがあった。第 3 条は、世襲貴族爵位の請求に関する貴族院の管轄権を廃止するものである。なお、係争中又は複雑な貴族爵位の請求については、1833 年司法委員会法⁽⁵⁹⁾ 第 4 条に基づき枢密院司法委員会⁽⁶⁰⁾に付託することが認められている⁽⁶¹⁾。

3 貴族院の構成

2026 年 4 月 28 日現在の貴族院の議員数は 858 人で、聖職貴族議員 23 人（最大 26 人）、一代貴族議員 734 人（人数制限はない。）、世襲貴族議員 76 人（最大 92 人。なお、2026 年貴族院（世襲貴族）法の審議中は補欠選挙が停止されていた。）、休職・登院停止中等 25 人であった。

同月 29 日に 2026 年貴族院（世襲貴族）法が施行されたことにより、世襲貴族議員は完全に貴族院から除外され、同年 6 月 1 日現在の貴族院の議員の構成は、聖職貴族議員 23 人、一代貴族議員 728 人、世襲貴族議員 0 人、休職・登院停止中等 16 人、全議員数は 767 人となった⁽⁶²⁾。

おわりに

2026 年貴族院（世襲貴族）法が制定されたことにより、四半世紀前に始まった、貴族院において世襲貴族議員を除外する取組が完了した。とはいえ、1999 年法の成立時には、一部の世襲貴族が一代貴族の爵位を授与され、一代貴族議員として貴族院に在籍し続けており⁽⁶³⁾、2026 年貴族院（世襲貴族）法の成立に当たっても、政府は、最大野党である保守党及び無所属の世襲貴族議員に対し追加の一代貴族の爵位を授与することに合意している⁽⁶⁴⁾。貴族院における一代貴族議員の数は、1999 年法の制定時と比べてかなり増大しており、貴族院の規模もまた貴族院改革の課題の 1 つとなっている⁽⁶⁵⁾。政府は、定年制の導入など、今後も貴族院改革に取り組むとしており、どのような改革が成されていくのか、注目していきたい。

（きたむら やよい）

(58) 第 77 条は、貴族院は、貴族爵位の請求を委員会に付託して決定を求めることができると規定しており、当該規定は、2026 年 4 月 23 日に削除された。

(59) Judicial Committee Act 1833 (c.41 (Regnal. 3_and_4_Will_4)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Will4/3-4/41>> 第 4 条は、国王は、国王が適当と認めるいかなる事項についても、枢密院司法委員会に審理又は検討のために付託することができるものと規定している。

(60) Judicial Committee of the Privy Council. 多くの英連邦諸国、英国の海外領土、王室属領及び軍事基地地域における最終控訴裁判所。“The Committee and Jurisdiction.” Judicial Committee of the Privy Council website <<https://jcpc.uk/about-judicial-committee>>

(61) Richard Kelly, “House of Lords (Hereditary Peers) Bill 2024-25,” *Research Briefing*, No.10107, 2024.10.10, pp.24-25. UK Parliament website <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-10107/CBP-10107.pdf>>

(62) “Lords membership - by peerage.” UK Parliament website <<https://members.parliament.uk/parties/lords/by-peerage>>; “Find Members of the House of Lords.” *ibid.* <<https://members.parliament.uk/members/lords?showadvanced=true&membershipstatus=5>>

(63) Newson, *op.cit.*(28), pp.18-20.

(64) Cabinet Office, The Rt Hon Nick Thomas-Symonds MP and The Rt Hon Baroness Smith of Basildon, “Hereditary Peers Bill passes in House of Lords, paving the way for further reform,” 2026.3.10. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/hereditary-peers-bill-passes-in-house-of-lords-paving-the-way-for-further-reform>>

(65) 塚田 前掲注 (1), pp.2-3.

1999 年貴族院法

House of Lords Act 1999 (c.34).

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生訳

【目次】

- 第 1 条 世襲貴族の除外
- 第 2 条 第 1 条の適用除外
- 第 3 条 庶民院に関する資格喪失の解除
- 第 4 条 改正及び廃止
- 第 5 条 施行及び暫定規定
- 第 6 条 解釈及び略称

附則第 1 [第 4 条第 1 項] 改正

附則第 2 [第 4 条第 2 項] 廃止

世襲貴族爵位を理由とする貴族院議員資格を制限し、庶民院の選挙における投票及び〔庶民院〕議員の資格喪失について関連規定を定めるとともに、関連した目的のための法律⁽¹⁾

1999 年 11 月 11 日制定

本法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定される。

第 1 条 世襲貴族の除外

いかなる者も世襲貴族爵位を理由として貴族院の議員となることはできない。

第 2 条 第 1 条の適用除外⁽²⁾

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 6 月 1 日である。なお、本稿中の〔 〕は、訳者による補記である。

(1) An Act to restrict membership of the House of Lords by virtue of a hereditary peerage; to make related provision about disqualifications for voting at elections to, and for membership of, the House of Commons; and for connected purposes. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/34>> 略称は、House of Lords Act 1999 (c.34). である。

(2) 本条は、2026 年 4 月 29 日に 2026 年貴族院（世襲貴族）法（House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026 (c.12). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/12>>）第 1 条により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

第 2 条 第 1 条の適用除外

(1) 第 1 条は、貴族院規則により、又は〔貴族院規則〕に従い、同条の適用除外とされた者については適用されない。

(2) いかなる時点においても、第 1 条の適用除外となる者は 90 名とする。ただし、軍務伯（Earl Marshal）の職にある者又は大侍従卿（Lord Great Chamberlain）の職務を遂行する者として適用除外された者は、この上限に算入しないものとする。

第3条 庶民院に関する資格喪失の解除

(1) 世襲貴族爵位を有する者は、その貴族爵位を理由として、次に掲げる資格を喪失しないものとする。

- (a) 庶民院議員選挙において投票する資格
- (b) 庶民院議員となる資格又は選出される資格

(2)⁽³⁾

第4条 改正及び廃止

- (1) 附則第1に記載された法令は、同附則に定めるとおり改正される。
- (2) 附則第2に記載された法令は、同附則に定める範囲において廃止される。

第5条 施行及び暫定規定

- (1) 第1条から第4条まで（附則第1及び第2を含む。）は、本法律が制定された会期⁽⁴⁾終了時に施行される。
- (2) したがって、世襲貴族爵位の権利に基づき現議会期に対して発布された召喚状⁽⁵⁾は、会期の終了時に第2条を理由として第1条の適用を除外された者に対して発布されたものでない限り、当該会期終了後は効力を有しない。
- (3) 主務大臣は、命令により、世襲貴族爵位の保有者が庶民院又は欧州議会の選挙において投票することについて、主務大臣が適切と認める暫定規定を設けることができる。
- (4) 本条に基づく命令は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 全ての制定法又は制定法に基づく規定の効力を変更することができる。

(3) 一度第1条の適用除外となった者は、その生涯を通じて（議会制定法により相反することが規定されるまで）それを維持するものとする。

(4) 貴族院規則においては、第1条の適用除外となった者の欠員の補充について規定しなければならない。次に掲げるいずれの場合にも、当該規定は補欠選挙の実施を義務付けるものとする。

- (a) 欠員が、本法律が制定された議会に続く次の議会の第1会期終了後に発生した死亡により生じた場合
- (b) 死亡した者が選挙の結果として適用除外となっていた場合

(5) 本条の制定又は施行を見越して制定された貴族院規則により、又は〔貴族院規則〕に従い、ある者を第1条の適用除外とすることができる。

(6) ある者が第1条の適用除外となるか否かの問題は、議会書記長（Clerk of the Parliaments）が決定するものとし、その証明書は決定的な効力を有する。

なお、軍務伯とは、紋章院総裁、軍務伯裁判所（紋章院及び栄典・紋章に関わる裁判所）主宰などの職務を負う者をいう。大侍従卿とは、国王が議会に臨席する際に事務的な手配を担当し、両院議長と共同でウェストミンスター・ホールと地下礼拝堂を管理する世襲の国家官吏をいう。議会書記長とは、貴族院における最高位の役職者で、貴族院の運営、執行及び財政の責任を負う者をいう。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.352; “Lord Great Chamberlain.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/lord-great-chamberlain/>>; “Clerk of the Parliaments (Lords).” *ibid.* <<https://www.parliament.uk/clerkoftheparliaments/>>

(3) 本項は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第4条により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

(2) 第1項は、第2条を理由として第1条の適用を除外された者については、適用されないものとする。

(4) session. 議会期（Parliament. 総選挙から次の総選挙までの期間を指す。）を分割した期間で、通常、春に始まり翌年春に終わる1年間。なお、総選挙は、少なくとも5年ごとに実施されると法律で定められている。“Parliamentary sessions and sittings.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/about/how/occasions/calendar/>> 本法律が制定された日に会期が終了したため、第1条から第4条まで（附則第1及び第2を含む。）の施行日も、1999年11月11日となった。

(5) writ of summons. 貴族院議員を議会に召喚する文書。貴族院議員は、召喚状を受け取るまで議席に着くことはできない。新たな召喚状は、各議会期の開始前に、議席を有する全ての貴族院議員に発行される。“Writ of summons.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/writ-of-summons/>>

- (b) 議会のいずれかの院の決議に基づき無効とされる制定法的文書⁽⁶⁾により制定されなければならない。

第6条 解釈及び略称

- (1) 本法律において、「世襲貴族爵位」には、ウェールズ公爵位及びチェスター伯爵位⁽⁷⁾が含まれる。
- (2) 本法律は、1999 年貴族院法と称することができる。

附則第1〔第4条第1項〕 改正

1963 年貴族法

第1条⁽⁸⁾

1975 年休会中選挙法

第2条

1975 年休会中選挙法⁽⁹⁾ 第1条（庶民院議員の議席が空席となった場合の補欠選挙令状作成のための令状の発行）において、次に掲げる号においては、「貴族となる」という文言は、「貴族であることをもって庶民院議員の資格を喪失する」という文言に置き換えられるものとする。

- (a) 第1項 a 号⁽¹⁰⁾
- (b) 第2項における「空席証明書」の定義の a 号⁽¹¹⁾

(6) statutory instrument. 最も一般的な二次（又は委任）立法の形式。制定法的文書を制定する権限は、議会制定法により定められており、大抵の場合、大臣に付与されている。“Statutory Instruments (SIs).” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/statutory-instruments-sis/>>

(7) 英国王位の法定推定相続人に対して国王により通常授けられる爵位。小山編著 前掲注(2), p.869; “Earl of Chester.” The Lord Mayor of Chester website <<https://lordmayorchester.co.uk/civic-history-and-regalia/earl-of-chester/>>

(8) 本条は、2026 年 4 月 29 日に 2026 年貴族院（世襲貴族）法第4条により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

第1条

1963 年貴族法第1条第2項（特定の世襲貴族爵位の放棄）において、「申請した」から末尾までの文言は、「1999 年貴族院法第2条の規定により、同法第1条の適用除外となっている」という文言に置き換えられるものとする。当該規定が反映された 1963 年貴族法（Peerage Act 1963 (c.48). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1963/48/>>）第1条第2項は、次のとおりである。

- (2) 本条に基づき貴族爵位に関して提出される放棄証書は、放棄を行う者が当該貴族爵位を継承した日から起算して 12 か月以内に、又はその者が継承時に 21 歳未満である場合は、当該者が 21 歳に達した日から起算して 12 か月以内に提出されなければならない。また、1999 年貴族院法第2条の規定により同法第1条の適用除外となっている者は、貴族爵位に関してかかる放棄証書を提出してはならない。

(9) Recess Elections Act 1975 (c.66). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1975/66/>>

(10) 当該規定が反映された 1975 年休会中選挙法第1条第1項 a 号は、次のとおりである。

休会中又は休会前に、当該議員が死亡したか、又は貴族であることをもって庶民院議員の資格を喪失した場合

(11) 当該規定が反映された 1975 年休会中選挙法第1条第2項における「空席証明書」の定義の a 号は、次のとおりである。

議員の死亡、貴族であることをもって庶民院議員の資格を喪失したこと又は議員資格を喪失させる公職に就いたことにより議席が空席となった場合には、本法律の別表 1 に定める様式又はこれに準ずる内容の庶民院議員 2 人の署名に基づく証明書

第3条

同法の附則第1（空席証明書）において、「貴族院議員となった」という文言は、「貴族であることをもって庶民院議員の資格を喪失した」という文言に置き換えられるものとする。

附則第2〔第4条第2項〕 廃止

章	略称	廃止の範囲
1963 c.48	1963 年貴族法	第1条第3項において、b号及びその直前にある「及び」という語 第2条 第3条において、第1項b号の「(を含む)」から「本院)」まで、及び第2項の「及び」から同項の末尾までの語 ⁽¹²⁾ 第5条

(きたむら やよい)

(12) 当該規定が反映された1963年貴族法第3条第1項の規定は次のとおりである。

1963年貴族法第3条第1項

本法律に基づく貴族爵位の放棄は、取り消すことができないものとし、放棄証書が提出された日から、次に掲げる効力を生ずるものとする。

(a) 当該者（及び当該者が既婚である場合はその配偶者）から、貴族爵位に対する一切の権利又は利益並びに貴族爵位に付随する全ての称号、権利、職位、特権及び序列を剥奪すること。
(b) 当該者を、貴族爵位から生じる一切の義務及び不利益から解放すること。
ただし、当該貴族爵位の継承を前倒しにするものではなく、また、当該者の死亡に伴うその貴族爵位の承継に影響を及ぼすものではない。

2014 年貴族院改革法

House of Lords Reform Act 2014 (c.24).

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

【目次】

- 第1条 辞職
- 第2条 欠席
- 第3条 重大な罪の有罪判決
- 第4条 議員ではなくなる影響
- 第5条 貴族院議長の証明書
- 第6条 解釈
- 第7条 略称、施行及び適用範囲

貴族院議員の辞職のための規定を定め、及び特定の状況下における貴族院議員の除名のための規定を定める法律⁽¹⁾

2014 年 5 月 14 日制定

本法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定される。

第1条 辞職

- (1) 貴族である貴族院議員は、議会書記長⁽²⁾に対し書面による通知を行うことにより、貴族院議員を引退し、又はその他の方法で辞職することができる。
- (2) 当該通知は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 辞職が発効する日を特定すること。
 - (b) 当該貴族及び証人により署名されていること。
- (3) 当該日の開始時に、当該貴族は貴族院の議員ではなくなる。
- (4) 辞職は撤回できない。
- (5) 本条に基づく通知が、通知を送付し、又は署名する能力を欠く貴族を代理する者によっ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 6 月 1 日である。

(1) An Act to make provision for resignation from the House of Lords; and to make provision for the expulsion of Members of the House of Lords in specified circumstances. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/24>> 略称は、House of Lords Reform Act 2014 (c.24). である。

(2) Clerk of the Parliaments. 貴族院における最高位の役職者で、貴族院の運営、執行及び財政の責任を負う。“Clerk of the Parliaments (Lords).” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/clerkoftheparliaments/>>

て送付され、及び署名される場合には、当該通知は貴族院の議院規則⁽³⁾に従って送付され、及び署名されなければならない⁽⁴⁾。

第2条 欠席

- (1) 貴族であり、1会期⁽⁵⁾の期間、貴族院に出席しない貴族院議員は、その次の会期の開始時に本院の議員ではなくなる。
- (2) 貴族院議長が、ある貴族について次に掲げる事項に該当することを証明した場合には、その場合に限り、当該貴族は、「1会期の期間、貴族院に出席しない」とみなされる。
 - (a) 本院の職員によって保管された出席記録に基づき、当該貴族が当該会期のいかなる時点においても本院に出席しなかったこと。
 - (b) 本院の議院規則⁽⁶⁾に従い、当該会期に関して欠席の許可を得ていなかったこと。
- (3) 第1項は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合、1会期の期間の出席に関して貴族に適用されない。
 - (a) 当該貴族が、当該会期の全ての期間、本院における議席若しくは投票の資格を喪失し、又はその職務を停止された場合
 - (b) 本院が、特別な事情を理由として、当該貴族に対して第1項を適用すべきではないと決議する場合
- (4) 第1項は、6か月未満の会期における出席については適用されない。
- (5) 本条において、出席とは、本院の議事（本院の委員会の議事を含む。）への出席をいう。
- (6) 本条は、本法の施行後に開始される最初の会期及びその後の会期における出席について適用される。

第3条 重大な罪の有罪判決

- (1) 重大な罪の有罪判決を受けた貴族院議員は、貴族院の議員ではなくなる。
- (2) 貴族院議長が、ある者が貴族院議員である間に、次に掲げる事項に該当したことを証明した場合には、その場合に限り、当該者は、「重大な罪の有罪判決を受けた」とみなされる。
 - (a) 刑法上の罪の有罪判決を受けたこと。
 - (b) 無期若しくは1年を超える拘禁若しくは拘留を宣告され、又は命じられたこと。
- (3) 第2項の適用において、次の事項は問題とされない。
 - (a) 当該罪が、当該者が貴族院議員である時に犯されたか否かの別
 - (b) 当該罪、有罪判決、刑の宣告、命令、拘禁又は拘留のいずれかが、英国国内で発生したか、その他の場所で発生したかの別（ただし、第9項を参照。）
- (4) 第2項における罪への言及は、本条が施行される日以降に犯された罪に限られる。

(3) The Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business. <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/rules-and-guides-for-business/the-standing-orders-of-the-house-of-lords-relating-to-public-business/>> 第21A条において、申請者が当該貴族を代理する権限を有していること、当該貴族が辞職の通知を提出し、又は署名する能力を回復する見込みがないことなどの条件が規定されている。

(4) 本項は、2026年3月18日に2026年貴族院（世襲貴族）法（House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026 (c.12). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/12>>）第2条により挿入された。

(5) session. 議会期（Parliament. 総選挙から次の総選挙までの期間を指す。）を分割した期間で、通常、春に始まり翌年春に終わる1年間。なお、総選挙は、少なくとも5年ごとに実施されると法律で定められている。“Parliamentary sessions and sittings.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/about/how/occasions/calendar/>>

(6) 第21条において、貴族院議員が欠席の許可を申請する場合は、書面による申請書に復帰予定日、休職の理由などの事項を記載しなければならないなどの手続が規定されている。

- (5) 第2項における無期又は1年を超える拘禁又は拘留を宣告され、又は命じられた者への言及は、その宣告又は命令の執行が猶予されている宣告又は命令は含まない。
- (6) 第2項に基づく証明書は、発行された時点で効力を生じる。
- (7) 本条に従い貴族院議員でなくなった者が訴訟において勝訴した場合には、次のとおりとする。
- (a) 貴族院議長は、その結果を記載した追加の証明書を発行しなければならない。
- (b) 当該証明書の発行をもって、本法律の適用において、第2項に基づく元の証明書は効力を生じなかったものとする。
- (8) 貴族院議長が次に掲げるいずれかの事項に該当することを証明した場合には、その場合に限り、本条に従い貴族院議員でなくなった者が「訴訟において勝訴した」とみなされる。
- (a) 第2項a号に基づき証明された有罪判決が破棄されたこと。
- (b) 第2項b号に基づき証明された宣告又は命令が、次に掲げるとおりであったこと。
- (i) 変更され、その結果、第2項b号が定義する、当該者が無期若しくは1年を超えて拘禁され、若しくは拘留される宣告又は命令ではなくなった。
- (ii) 当該者がそのように拘禁され、若しくは拘留される宣告又は命令ではない別の刑の宣告又は命令に置き換えられた。
- (9) 英国国外における有罪判決に関する第2項に基づく証明書は、貴族院が第1項を適用すべきであると決議した場合に限り発行することができ、本院がそのように決議した場合には、貴族院議長は当該証明書を発行しなければならない。

第4条 議員ではなくなる影響

- (1) 本条は、本法律に従い貴族院の議員ではなくなった者に適用される。
- (2) 当該者は、貴族院の議事（本院の委員会の議事を含む。）に出席する資格を失う。
- (3) したがって、当該者は、本院に出席するための召喚状⁽⁷⁾（1958年一代貴族法⁽⁸⁾第1条に基づき、常任上訴貴族⁽⁹⁾としての任命により授与された爵位により又は聖職貴族⁽¹⁰⁾としてのいずれであれ）を受け取る資格を有さず、かつ、既に受け取った召喚状に基づいて本院に出席してはならない⁽¹¹⁾。

(7) writ of summons. 貴族院議員を議会に召喚する文書。貴族院議員は、召喚状を受け取るまで議席に着くことはできない。新たな召喚状は、各議会期の開始前に、議席を有する全ての貴族院議員に発行される。“Writ of summons.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/writ-of-summons/>>

(8) Life Peerages Act 1958 (c.21 (Regnal.6_and_7_Eliz2)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/6-7/21>> 第1条は、貴族院への出席権を伴う一代貴族の叙任権を規定している。

(9) Lords of Appeal in Ordinary. 最高裁判所として機能する貴族院で裁判官として一代限りの貴族に列せられた者。法官貴族（Law Lords）とも言われる。2009年7月30日に貴族院の司法業務が停止された際に、12人の常任上訴貴族は、最高裁判所の初代判事に任命され、貴族院の出席権及び投票権を剥奪された。なお、最高裁判所判事を引退後は（一代貴族議員として）貴族院に復帰することができる。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.667; “Law Lords.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/law-lords/?id=32625>>

(10) Lords Spiritual. カンタベリー大主教、ヨーク大主教、ロンドン主教、ダラム主教、ウィンチェスター主教及びイングランド国教会の特定の主教により構成される。“Lords Spiritual and Temporal.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/lords-spiritual-and-temporal/>>

(11) 本項は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第4条により、次の制定時の内容から下線部の文言が削除された。

(3) したがって、当該者は、本院に出席するための召喚状（1958年一代貴族法第1条に基づき、常任上訴貴族としての任命により授与された爵位により、世襲貴族爵位により又は聖職貴族としてのいずれであれ）を受け取る資格を有さず、かつ、既に受け取った召喚状に基づいて本院に出席してはならない。

(4)⁽¹²⁾

(5) 当該者が貴族である場合、当該者は、その貴族爵位を理由として、次に掲げる資格を喪失しない⁽¹³⁾。

(a) 庶民院議員選挙において投票する資格

(b) 庶民院議員となる資格又は選出される資格

(6)⁽¹⁴⁾

(7)⁽¹⁵⁾

(8) 第3条第7項に従うことを条件として、本法律に従い貴族院議員でなくなった者は、その後、本院の議員となることはできない。

第5条 貴族院議長の証明書

(1) 本法律に基づく貴族院議長の証明書は、あらゆる目的において決定的な効力を有する。

(2) 証明書は、貴族院議長の職権により発行することができる。

第6条 解釈

(1) 本法律の適用において、ある者が貴族院に出席するための召喚状を受領する資格を有する場合には、その者は本院の議員である。

(2) ある者が当該資格を有するか否かを判断するに当たっては、次の規定を考慮しないものとする。

(a) 1870年没収法⁽¹⁶⁾第2条（反逆罪の有罪判決による資格喪失）

(b) 1986年破産法⁽¹⁷⁾第426A条及び第427条（破産による資格喪失）

(c)⁽¹⁸⁾

(12) 本項は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第4条により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

(4) 当該者が、1999年貴族院法第2条を理由として同法第1条の適用除外となっている世襲貴族である場合には、当該者は同法第1条の適用が除外されなくなる（したがって、同法第3条（議会選挙における投票又は庶民院議員となる資格の喪失の解除）が適用される。）。

(13) 本項は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第4条により、次の制定時の内容から下線部の文言が削除された。

(5) 当該者が世襲貴族以外の貴族である場合、当該者は、その貴族爵位を理由として、次に掲げる資格を喪失しない。

(14) 本項は、2024年1月16日に2022年選挙法（Elections Act 2022 (c.37). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/37>>）附則第7第10条により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

(6) 本法律に従い貴族院議員でなくなった貴族については、1985年国民代表法の第1条第3項又は第4項b号における議会選挙人名簿への言及は、次に掲げるものを含むものと読み替える。

(a) グレートブリテンにおける地方自治体選挙人名簿

(b) 北アイルランドにおける地方選挙人名簿

であって、当該貴族が議員でなくなった日以前のいずれかの日に公表が義務付けられていたもの。

貴族院議員である貴族は、議会選挙で投票することができないため、議会選挙人名簿に登録されていないが、地方自治体選挙では投票権を有していた。従って、本項は、議会選挙人名簿に関する法的言及を、地方自治体選挙人名簿への言及に置き換えることを規定していた。

(15) 本項は、2026年4月29日に2026年貴族院（世襲貴族）法第4条により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

(7) 1999年貴族院法第2条第4項（欠員の補充）に基づき定められる本院の議院規則は、選挙の結果として1999年貴族院法第1条の適用除外となる者について、本法律に基づき生じた欠員を補充するための補欠選挙を実施することを義務付ける規定を定めなければならない。

(16) Forfeiture Act 1870 (c.23 (Regnal.33 and 34 Vict)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Vict/33-34/23>>

(17) Insolvency Act 1986 (c.45). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/45>>

(d) 2015 年貴族院（除名及び登院停止）法⁽¹⁹⁾ 第 1 条第 3 項（登院停止）

(3) 本法律において、「貴族」には、常任上訴貴族としての任命により爵位を授与された者を含む。

第 7 条 略称、施行及び適用範囲

(1) 本法律は、2014 年貴族院改革法と称することができる。

(2) 本法律の第 1 条及び第 2 条は、本法が制定された日から起算して 3 か月の期間の終了時に施行される。

(3) 本法律のその他の規定は、本法が制定された日に施行される。

(4) 本法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドに適用される。

（きたむら やよい）

(18) 本号は、2020 年 12 月 31 日に 2018 年欧州議会選挙等（廃止、撤回、改正及び経過措置）（英国及びジブラルタル）（EU 離脱）規則（The European Parliamentary Elections Etc. (Repeal, Revocation, Amendment and Saving Provisions) (United Kingdom and Gibraltar) (EU Exit) Regulations 2018 (S.I. 2018/1310)）第 1 条及び附則第 1 第 1 部（S.I. 2019/1389、第 1 条、第 2 条第 2 項により改正）により削除された。制定時の内容は次のとおりである。

(c) 2008 年欧州議会（貴族院議員の資格喪失）規則第 4 条（欧州議会議員である場合の資格喪失）

(19) House of Lords (Expulsion and Suspension) Act 2015 (c.14). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/14>> 本号は、2015 年 6 月 26 日に同法第 2 条により挿入された。

2015 年貴族院（除名及び登院停止）法

House of Lords (Expulsion and Suspension) Act 2015 (c.14).

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

【目次】

- 第 1 条 貴族院議員の除名及び登院停止
- 第 2 条 貴族院に出席するための召喚状の受領資格
- 第 3 条 議員ではなくなる影響
- 第 4 条 略称、施行及び適用範囲

貴族院に対し議員を除名し、又は登院停止とする権限を与える規定を定める法律⁽¹⁾

2015 年 3 月 26 日制定

本法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定される。

第 1 条 貴族院議員の除名及び登院停止

- (1) 貴族院規則⁽²⁾では、次に掲げる措置を貴族院が決議により講ずることができるとする規定を設けることができる。
 - (a) 貴族院議員を除名すること。
 - (b) 決議で定められた期間、貴族院議員を登院停止とすること。
- (2) 本条に基づき除名された者は、議員ではなくなる。
- (3) 本条に基づき登院停止とされた者は、登院停止期間中議席を維持するが、その期間中、当該者は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 貴族院に出席するための召喚状⁽³⁾を受け取る権利を有さない。
 - (b) 以前に当該者に対して発行された召喚状がある場合であっても、貴族院又は貴族院の委員会における議席を占め、又は投票する資格を喪失する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 6 月 1 日である。

- (1) An Act to make provision empowering the House of Lords to expel or suspend members. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/14>> 略称は、House of Lords (Expulsion and Suspension) Act 2015 (c.14). である。
- (2) The Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business. <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/rules-and-guides-for-business/the-standing-orders-of-the-house-of-lords-relating-to-public-business/>> 第 11 条により規定されている。
- (3) writ of summons. 貴族院議員を議会に召喚する文書。貴族院議員は、召喚状を受け取るまで議席に着くことはできない。新たな召喚状は、各議会期（総選挙から次の総選挙までの期間を指す。）の開始前に、議席を有する全ての貴族院議員に発行される。“Writ of summons.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/writ-of-summons/>>

(4) 第1項に基づき可決された決議は、貴族院の見解として、当該決議の原因となった行為が次に掲げるいずれかであることを明記しなければならない。

(a) 本法律の施行後に発生したこと。

(b) 本法律の施行前に発生し、かつ、それ以前は公に知られていなかったこと。

第2条 貴族院に出席するための召喚状の受領資格

2014年貴族院改革法⁽⁴⁾第6条（解釈）において、第2項c号の後に次の項を挿入する。

(d) 2015年貴族院（除名及び登院停止）法第1条第3項（登院停止）

第3条 議員ではなくなる影響

第1条に従い除名された者は、2014年貴族院改革法第4条第2項から第8項まで⁽⁵⁾の適用において、同法に従い議員ではなくなった者とみなされる。

第4条 略称、施行及び適用範囲

(1) 本法律は、2015年貴族院（除名及び登院停止）法と称することができる。

(2) 本法律は、本法が制定された日から起算して3か月の期間の終了時に施行される。

(3) 本法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドに適用される。

（きたむら やよい）

(4) House of Lords Reform Act 2014 (c.24). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/24>> 第6条第2項は、ある者が貴族院に出席するための召喚状を受領する資格を有するか否かを判断するに当たって考慮しない規定を定義する。なお、第2項c号は、2020年12月31日に2018年欧州議会選挙等（廃止、撤回、改正及び経過措置）（英国及びジブラルタル）（EU離脱）規則（The European Parliamentary Elections Etc. (Repeal, Revocation, Amendment and Saving Provisions) (United Kingdom and Gibraltar) (EU Exit) Regulations 2018 (S.I. 2018/1310)）第1条及び附則第1第1部（S.I. 2019/1389、第1条、第2条第2項により改正）により削除された。

(5) 貴族院の議事（本院の委員会の議事を含む。）に出席する資格を失う等、貴族院の議席を失う影響について規定している。

2026 年貴族院（世襲貴族）法

House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026 (c.12).

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

【目次】

- 第 1 条 残存する世襲貴族の除外
- 第 2 条 辞職
- 第 3 条 世襲貴族爵位の請求
- 第 4 条 付随的改正
- 第 5 条 適用範囲及び施行
- 第 6 条 略称

世襲貴族爵位と貴族院議員資格との間の残存する関連性を廃止し、貴族院議員の辞職について関連規定を設け、世襲貴族爵位に対する請求に関する貴族院の管轄権を廃止するとともに、関連した目的のための法律⁽¹⁾

2026 年 3 月 18 日制定

本法律は、国王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定される。

第 1 条 残存する世襲貴族の除外

1999 年貴族院法⁽²⁾ 第 2 条（貴族院議員資格からの世襲貴族の除外の適用除外）を削除する。

第 2 条 辞職

2014 年貴族院改革法⁽³⁾ 第 1 条（辞職）において、第 4 項の後に次の項を挿入する。

(5) 本条に基づく通知が、通知を送付し、又は署名する能力を欠く貴族を代理する者に

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 6 月 1 日である。

(1) An Act to remove the remaining connection between hereditary peerage and membership of the House of Lords; to make provision about resignation from the House of Lords; to abolish the jurisdiction of the House of Lords in relation to claims to hereditary peerages; and for connected purposes. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/12>> 略称は、House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026 (c.12). である。

(2) House of Lords Act 1999 (c.34). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/34>> 第 2 条は、同法第 1 条のいかなる者も世襲貴族爵位を理由として貴族院の議員となることはできないという包括的規定から最大 92 名の世襲貴族を適用除外とすることを規定している。

(3) House of Lords Reform Act 2014 (c.24). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/24>> 第 1 条は、「貴族である貴族院議員は、議会書記長に対し書面による通知を行うことにより、貴族院議員を引退し、又はその他の方法で辞職することができる。」と規定し、「当該貴族及び証人により署名されていること」をその通知の要件としている。

よって送付され、及び署名される場合には、当該通知は貴族院の議院規則⁽⁴⁾に従って送付され、及び署名されなければならない。

第3条 世襲貴族爵位の請求

- (1) 世襲貴族爵位の請求に関する貴族院の管轄権を廃止する。
- (2) 本条の適用において、世襲貴族爵位の請求には、権利帰属者未確定の世襲貴族爵位の請求が含まれる。

第4条 付随的改正

- (1) 1963年貴族法⁽⁵⁾において、次のとおりとする。
 - (a) 第1条第2項（特定の世襲貴族爵位の放棄）において、「；及び、このような文書なく」から末尾までの文言を削除する⁽⁶⁾。
 - (b) 第4条（スコットランドの貴族爵位）及びその前のイタリック体の見出し⁽⁷⁾を削除する。
 - (c) 第6条（独自の爵位を有する女性貴族）を削除する。
- (2) 1999年貴族院法において、次のとおりとする。
 - (a) 第3条第2項（世襲貴族に適用される庶民院に関する資格喪失）を削除する。
 - (b) 附則第1第1条（1963年貴族法の改正）を削除する。
- (3) 2010年憲法改革及び統治法⁽⁸⁾第42条（貴族院議員の税務上の地位：暫定規定）において、次のとおりとする。
 - (a) 第3項及び第4項を削除する。
 - (b) 第5項において、「Mがそのような者でない場合」を削除する⁽⁹⁾。
 - (c) 第8項において、次のとおりとする⁽¹⁰⁾。
 - (i) 「又はMが貴族爵位を継承した場合」を削除する。
 - (ii) 「第3項a号が」から末尾までの文言を削除する。
 - (d) 第9項を削除する。

(4) The Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business. <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/rules-and-guides-for-business/the-standing-orders-of-the-house-of-lords-relating-to-public-business/>> 第21A条において規定されている。

(5) Peerage Act 1963 (c.48). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1963/48>>

(6) 当該規定が反映された1963年貴族法第1条第2項は、次のとおりである。

(2) 本条に基づき貴族爵位に関して提出される放棄証書は、放棄を行う者が当該貴族爵位を継承した日から起算して12か月以内に、又はその者が継承時に21歳未満である場合は、当該者が21歳に達した日から起算して12か月以内に提出されなければならない。

(7) スコットランドの貴族、アイルランドの貴族及び独自の爵位を有する女性貴族の議員資格（Parliamentary qualifications of Scottish Peers, Irish Peers and Peeresses in own right）

(8) Constitutional Reform and Governance Act 2010 (c.42). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/section/42>> 同法については、河島太郎『【イギリス】2010年憲法改革及び統治法の制定』『外国の立法』No.245-1, 2010.10, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/3050547>> を参照。

(9) 当該規定が反映された第5項は、次のとおりである。

(5) Mは、Mの貴族爵位（又は位階）を理由として、次に掲げる資格を喪失しない。

- (a) 庶民院議員選挙において投票する資格
- (b) 庶民院議員となる資格又は選出される資格

(10) 当該規定が反映された第8項は、次のとおりである。

(8) 通知がなされた後、Mに貴族爵位が授与された場合、第2項は、Mが当該爵位に基づき貴族院への出席を求める召喚状を受け取る権利を有することを妨げるものではない。

(4) 2014 年貴族院改革法第 4 条（議員ではなくなる影響）において、次のとおりとする。

- (a) 第 3 項において、「世襲貴族爵位により」を削除する⁽¹¹⁾。
- (b) 第 4 項を削除する。
- (c) 第 5 項において、「世襲貴族以外の」を削除する⁽¹²⁾。
- (d) 第 7 項を削除する。

第 5 条 適用範囲及び施行

- (1) 第 1 条、第 2 条又は第 4 条による改正又は廃止は、改正又は廃止された規定と同一の適用範囲を有する。
- (2) 第 3 条、本条及び第 6 条は、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドに適用される。
- (3) 第 2 条、本条及び第 6 条は、本法律が制定された日に施行される。
- (4) 本法律のその他の規定は、本法律が制定された会期⁽¹³⁾終了時に施行される。
- (5) したがって、世襲貴族爵位の権利に基づき現議会期に対して発布された召喚状は、当該会期終了後は効力を有しない。

第 6 条 略称

本法律は、2026 年貴族院（世襲貴族）法と称することができる。

（きたむら やよい）

(11) 当該規定を反映した第 3 項は、次のとおりである。

(3) したがって、当該者は、本院に出席するための召喚状（1958 年一代貴族法（Life Peerages Act 1958 (c.21 (Regnal.6_and_7_Eliz2)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/6-7/21>>）第 1 条に基づき、常任上訴貴族としての任命により授与された爵位により又は聖職貴族としてのいずれであれ）を受け取る資格を有さず、かつ、既に受け取った召喚状に基づいて本院に出席してはならない。

召喚状（writ of summons）とは、貴族院議員を議会に召喚する文書をいう。貴族院議員は、召喚状を受け取るまで議席に着くことはできない。新たな召喚状は、各議会期の開始前に、議席を有する全ての貴族院議員に発行される。“Writ of summons.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/writ-of-summons/>> 常任上訴貴族（Lords of Appeal in Ordinary）とは、最高裁判所として機能する貴族院で裁判官として一代限りの貴族に列せられた者。法官貴族（Law Lords）とも言われる。2009 年 7 月 30 日に貴族院の司法業務が停止された際に、12 人の常任上訴貴族は、最高裁判所の初代判事に任命され、貴族院の出席権及び投票権を剥奪された。なお、最高裁判所判事を引退後は（一代貴族議員として）貴族院に復帰することができる。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.667; “Law Lords.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/law-lords/?id=32625>>

(12) 当該規定を反映した第 5 項は、次のとおりである。

(5) 当該者が貴族である場合、当該者は、その貴族爵位を理由として、次に掲げる資格を喪失しない。

- (a) 庶民院議員選挙において投票する資格
- (b) 庶民院議員となる資格又は選出される資格

(13) session. 議会期（Parliament. 総選挙から次の総選挙までの期間を指す。）を分割した期間で、通常、春に始まり翌年春に終わる 1 年間。なお、総選挙は、少なくとも 5 年ごとに実施されると法律で定められている。“Parliamentary sessions and sittings.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/about/how/occasions/calendar/>> 本法律の第 1 条、第 3 条及び第 4 条は、2024-2026 会期が終了した 2026 年 4 月 29 日に施行された。